

火気器具を使用する露店などには、 消火器 の準備が必要です。

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会での火災を受け、火災予防条例が改正されました。不特定多数の人が集まる催しで、火気器具を使用する露店などを出店する場合は、**消火器の準備**と**消防署への事前の届出**が必要となります。（平成26年8月1日から）

① 対象となる催しについて

祭礼、縁日、花火大会、展示会などたくさんの人が集まる屋外の催しで、火気器具を使用する場合は対象となります。（キッチンカーも含む）

② 対象となる火気器具について

コンロなどの火を使用する器具や、使用に際し火災のおそれがある器具です。
例えば、石油ストーブ、発電機、バーベキューコンロ、ガスコンロ、ホットプレートなど



③ 準備する消火器について

原則として1店舗に1台設置してください。住宅用消火器は認められませんのでご注意ください。新規で購入される場合は、ABC粉末消火器の10型をお願いいたします。



④ 届出について

①の催しで、②の火気器具を使用する露店などを出店する場合、事前に露店等の開設届出書を管轄する消防署に届出してください。

お問い合わせ：長岡消防署予防係 (0258) 35-2193
与板消防署予防担当 (0258) 72-2572
栃尾消防署予防担当 (0258) 52-1155